

一般名処方加算に関するお知らせ

当院では後発薬品の使用促進と医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医療品名を指定するのではなく、原則として薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること*)を行っています。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります

*一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「薬効成分」を処方箋に記載することで、そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要なお薬を提供しやすくなります

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

令和6年9月

いちき串木野医師会立脳神経外科センター 病院院長